

価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 14 条第 1 項の規定により提出します。

令和 6 年 3 月 14 日

提出者

吉 田 雅 紀
岡 崎 綾 子
中 島 謙 二

岩 田 浩 岳
岡 本 淳
福 田 正 明

中 村 絢
生 越 俊 一
成 相 安 信

(別紙)

価格転嫁対策の円滑な実施と実効性確保を求める意見書

島根県の規模別の企業割合は、99.9%が中小企業であり、そのうち86.8%が小規模企業となっています。また、規模別の常用雇用者数の割合は、92.5%が中小企業です。中小企業・小規模事業者は、日本経済の屋台骨であるのみならず、地域経済・社会の支え役となっていますが、原材料高・物価高が重なり厳しい状況に置かれる中で、人手不足、最低賃金をはじめとする賃上げの機運など、取り巻く環境は、まさに大きな変革期の中にあります。

政府と公正取引委員会は2023年11月、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」(以下「労務費転嫁のガイドライン」という)を公表しました。一方、中小企業等では価格転嫁を持ち出すと今後の取引関係に悪影響を及ぼす懸念があること等を背景に、特に労務費転嫁を自社で吸収するといった商習慣もあり、価格転嫁が困難な要因の一つとなっています。原材料費等の高騰による商品の価格改定が進む中で、依然として労務費の転嫁率が30.0%(中央値)と進まない現状において、この「労務費転嫁のガイドライン」の実効性が中小企業の持続的な賃上げを左右します。

よって本議会は、「労務費転嫁のガイドライン」が契機となり、より実効的な価格転嫁対策が実施され適切な取引につながるよう、国に対し、下記の点について要望します。

記

- 1 サプライチェーンの上流から下流へと全体に波及し、賃上げの原資とすることを目標に、「労務費転嫁のガイドライン」を各省庁から関係団体に通知を行い、政府全体で周知徹底を実施すること。
- 2 「労務費転嫁のガイドライン」の運用状況を確認し、立場の弱い中小企業等が労務費を価格交渉の場に出すことができているか綿密なフォローアップを行うこと。できていない場合は改善すべき点を洗い出し、具体的な支援策を講ずること。
- 3 多重下請業者や個人事業主及びフリーランス、また映像コンテンツ業界や運送業界等、特に労務費転嫁が困難であるといわれている業態・業界の状況把握を行いつつ、価格転嫁が困難である原因を分析し、施行される「フリーランス・事業者間取引適正化等法」と合わせて対策を講ずること。
- 4 労務費をはじめ、原材料費・エネルギー費等の転嫁状況を把握するため、引き続き無作為アンケートや個別のヒアリング等を実施し、適時適切な公表を継続すること。
- 5 公正取引委員会や下請Gメン等の人員の強化を行うこと。とりわけ一部の地域が取り残されないよう、地方での価格転嫁対策を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和6年 月 日

島根県議会

(提出先)

衆議院議長

参議院議長
内閣総理大臣
経済再生担当大臣
財務大臣
経済産業大臣

【令和6年3月14日原案可決】